# 会議録(平成27年度第2回愛知県事業評価監視委員会)

- 1 日 時 平成27年8月17日(月) 午後1時30分~午後4時10分
- 2 場 所 愛知県自治センター 第603会議室
- 3 出席者
  - (委員) 魚住委員、梅原委員、千家委員、田中委員、柘植委員、中村委員、水谷委員、吉永委員

(県建設部)河野建設部技監、公営住宅課長、河川課主幹、建設企画課主幹 他 (県農林水産部)農林検査課長、農地整備課長 他

- 4 会議次第
  - (1)開会
  - (2)議事
    - ① 第1回委員会会議録の確認について
    - ② 第1回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について
    - ③ 対象事業の審議

【事前評価】農業農村整備事業

【再評価】農業農村整備事業

【事後評価】農業農村整備事業

- ④ その他
- (3)閉 会

## 1 第1回委員会会議録の確認について

特に意見無し

[結論] 了承する。

### 2 第1回委員会審議対象事業の修正評価書の確認について

河川課及び公営住宅課から、修正箇所を説明。

特に意見無し

[結論] 了承する。

# 3 対象事業の審議

## 【農業農村整備事業の費用対効果の算出方法について】

農地整備課から説明。

特に意見なし。

### 【事前評価の審議】

- (1)農業農村整備事業
  - ①農業農村整備事業:緊急農地防災事業 狐稲地区の審議 農地整備課から説明。
- [委員] 評価調書1ページ目の事業費は13.1億円であるが、2ページ目の 費用対効果の当該事業による費用は9.6億円となっている。この金額 の差は何か。
- [県] 13.1億円は現在の総事業費であり、9.6億円は今後の事業費を 社会的割引率により基準年となるH26の現在価値に換算したもので 、金額が異なっている。
- [委員] 現況はコンクリート矢板だが、計画は鋼矢板とした理由は。経済性 、安全性等、何か変更することがあったのか。
- [県] コンクリート矢板の場合は接合部が突合させるだけなので、土が流 出する事例があるが、鋼矢板の場合は接合部がかみ合わせとなってい ることから土が流出しないため、現在では鋼矢板が一般的な工法であ る。

- [委員] 孤稲排水路を改修すると、その流域のたん水被害は解消されるが、 下流の導水路や排水機場には負担がかかると思われる。排水機場の流 域全体でシミュレーションを行っているのか。
- [県] 排水機場の流域全体をブロック分けして排水シミュレーションを行い検証している。また、下流から安全性を確保しながら整備を行い、 今回、狐稲排水路に着手できるようになったものである。
- [委員] 孤稲排水路の能力不足が事業の必要性となっているが、なぜ能力不 足となったのか。
- [県] 昭和51年から54年の建設当時は、10年に一度の確率雨量に対する排水能力で整備されたが下流側ではたん水防除事業により整備しているため、排水機場流域全体は20年に一度の確率雨量に対応する整備が進んできており、狐稲排水路の流域では排水能力不足によるたん水被害が発生していることから、20年に一度の確率雨量に対応する排水路計画としている。
- [委員] 何年前から20年に一度の確率雨量に対する整備に変わったのか。
- [県] 事業目的により確率雨量は異なる。建設当時は農地のかんがい排水を目的に10年に一度の確率雨量としていたが、今回は防災を目的としているため、20年に一度の確率雨量で計画している。
- [委員] 現況の施設は農地の生産性を高めるため、10年に一度の確率雨量で整備されているが、今回は防災事業として整備水準を上げ、20年に一度の確率雨量による整備をすることとなった。この経緯や理由をどこかに明記されることを望む。
- [委員] 県全体で低い土地はたくさんあると思うが、今回、この地区が採択された理由が分からない。何故ここが優先されたのか、採択すべきものが他にあるのか無いのか見えてこない。
- [県] 地元の改良区、市町村などが施設を管理しており、地元から県に改修の要望がある。要望のある地区は県で緊急性を判断するが、全体の状況は膨大な数があるため県では把握できない。なお、3年ないし5年の地元要望を聞いており、緊急農地防災事業では3年の計画を立てる。

- [委員] 事前評価の中で、この地区は何故優先度が高いのか、県として戦略 的な投資であるのかについて、今後記載すること。
- [委員] 今後、確率雨量が変わった理由と、事前評価をする地区が選ばれた 理由について、評価調書に記載すること。
- [結論] 対応方針(案)を了承する。

#### 【再評価の審議】

- (1)農業農村整備事業
  - ①農業農村整備事業: 水質保全対策事業 将監地区の審議 農地整備課から説明。
- [委員] 作物生産効果の増要因で、事業「なかりせば」時の陸稲栽培が水無 し水稲に変わり、単収が減り効果額が上がるのはなぜか。
- [県] 事業「なかりせば」時とは、施設機能が無くなり水田に水がいかなくなる状況で、水無し水稲の単収データがなかったため陸稲数値を使用していたが、国が水無し水稲の実証実験を行い、結果が示されたため、陸稲から水無し水稲に切り替えて効果を算出した。
- [委員] 調書では、平成23年に延長が追加され事業採択時となっているが 、事業採択が2回あることを説明してほしい。
- [県] 平成18年の事業採択時は、老朽化の著しい2,090mを採択し、 その後4,141mについて新たに老朽化が進行していることが判明 した。当初事業採択時と同じ受益、受益者、路線で実施する同一事業 であるため、平成23年に追加採択された。
- [委員] 採択されやすいように工事費を安くするため部分的に採択し、その 後追加採択し増額しているようにも見えるが。
- [県] 採択されやすいようにということではなく、老朽化が激しい箇所を 先行して平成18年に採択された。
- [委員] 平成23年に追加採択された経緯を、調書に記載するべきでは。
- [県] 調書の「事業のあらまし」のところに、平成23年度に追加採択さ

れた経緯を記載する。

- [委員] 貨幣価値化可能な効果の部分について、再評価時の費用対効果が1.01であり、今後費用や消費税の増により1.0を切ることが考えられるのでは。5年後再々評価となるようなら費用対効果がアウトになると思う。事業工期について確実に平成31年に終われるのか。
- [県] 事業完了については確実に平成31年に終わる見込み。現在、事業費の進捗に比べ事業量の方が進んでいる状況である。今回安全側を見て事業費の修正はしていない。

また、消費税については国の効果算定マニュアルにより費用対効果 算定に含まないこととされており、消費税が増えても費用対効果の数 値へは影響はない。

- [結論] 評価調書の事業のあらましのなかに、用水路の追加採択分の説明を 記載修正することを条件として、対応方針(案)を了承する。
  - ②農業農村整備事業: 地盤沈下対策事業 木曽川用水地区の審議 農地整備課から説明。
- [委員] 受益面積が減っているが、効果が大幅増となっている。これは水稲 の単収を水無栽培に変えた他に理由は無いということで良いか。

[県] はい。

- [委員] 前回の事業評価時の「なかりせば」の設定で、単収が陸稲の地区があったり、水稲(減収率33%)の地区がある理由は。
- [県] 「ありせば・なかりせば」の算定方法が始まったときに、「なかりせば」の設定条件に議論があり、木曽川用水地区では水路の能力が低下した状態が続くので、前回事業評価時の「なかりせば」は水稲の収量を33%減としていた。

しかしながら、平成23年の会計検査院による全国的な調査結果を踏まえ、国が統一的な方針を出した。

今回の再々再評価では、この方針を反映し、「なかりせば」を水路そのものの機能が全くなくなった状態としたことから、水稲水無栽培で算出した。

- [委員] 木曽川用水地区の「なかりせば」の水稲(水無栽培)単収が43kg で、別の地区の単収は33kgであったが、何故違うのか。
- [県] 水稲の品種が違うため、単収が異なる。
- [委員] 維持管理費節減効果と営農経費節減効果も、前回評価時はプラスだったものがマイナスになっているのも、計算の手法が変わったということでよいか。
- [県] 「なかりせば」の場合は施設が無いものとして考えるが、「ありせば」の場合は施設の維持管理費など経費が発生するため、マイナス効果となる。

[結論] 対応方針(案)を了承する。

#### 【事後評価の審議】

- (1)農業農村整備事業
  - ①農業農村整備事業:海岸整備事業 伊良湖地区の審議 農地整備課から説明。
- [委員] 事業目標の達成状況で記載のある、ボランティア団体発足の経緯について補足説明を頂きたい。もう一つは浸水被害から背後農地等を守ることについての達成状況は何か定量的な証拠、根拠が示せるか。
- [県] まず一つ目について、亀の子隊は発足が平成10年で、緩傾斜護岸の整備が進んできて海岸の利用がしやすくなった段階で会が発足している。もう一点、背後農地を守るということについて、海岸堤防の形態を保持していることから防護機能についても所定の目標は達成していると考えている。
- [委員] 亀の子隊について、安全に地元の方や小さい子たちも一緒にアクセスしてゴミ拾いが出来る環境が整備されたことと理解した。堤防があるから背後農地等が保全されていて当たり前で、そのことについて理論的に証拠、根拠を示しにくいものであると理解した。
- [委員] 評価の視点もわかりやすくて、いくつかの視点から見られているので良いと思う。管理用道路を整備したことによってデメリットというのはあったのか。アクセスが良くなれば、そこの観光地に行けるよう

になり渋滞が発生するような気もするが。

[県] 整備をする計画時点の来場者数と、現在の来場者数で、フェリーの利用客を除くと同程度の観光客数で推移しているため、道が渋滞するような状況はそう変わりは無いと考えている。西の浜の堤防については片側一車線の道路で整備しているので、堤防自体のアクセスは従前に比べて向上している。

[結論] 対応方針(案)を了承する。

- ②農業農村整備事業: **経営体育成基盤整備事業 大久保西部地区の審議** 農地整備課から説明。
- [委員] 分家用地及び住宅団地用地について、事業による用地の確保が、農地の虫喰い的な土地利用を防止していることは理解できるが、その後に、この土地に住宅が建っていくことを促進するための工夫があったら教えて欲しい。
- [県] 分家用地は、地区内の農家から希望者を募り、必要な分だけを確保している。 また、住宅団地用地は、田原市の総合計画の住宅開発計画とも連携して事業を進めている。
- [委員] 調書の事業目標が色々と記載されていて何を目標としているのかわかりにくい。補足説明資料では最終目標が「農業生産性の向上」と「優良農地の確保」の2つになっている。 今後は、調書を作成される際は端的にまとめられるよう要望する。

「結論 対応方針(案)を了承する。

- ③農業農村整備事業: 防災ダム事業 大井池地区の審議 農地整備課から説明。
- [委員] 同種事業に反映すべき事項があるということは非常に良い。 今回の算定要因の被害想定面積について、事業採択時から実績が減っ ているものの、残っている数字はどういう意味があるのか。
- [県] 事業をやらなかった場合にこれぐらいの被害が想定されるというこ

とで、事業の実施により、この面積の被害が無くなる。被害想定面積と書いてあるが、被害解消想定面積と理解頂きたい。流域内の開発により、本事業に関わらず被害が発生しなくなった地域面積を減じたものである。

[委員] この池の面積は。

「県**]** 9.2 h a です。

[委員] 集水域の流出率は、どういう土地利用を想定しているのか。

[県] 土地利用の計画については概ね森林で、流出率は0.8です。

[結論] 対応方針(案)を了承する。

# ④農業農村整備事業: たん水防除事業 千代田 2 期地区の審議 農地整備課から説明。

- [委員] 対応方針案で「今後の事後評価は不要」となっているが、低平地の場合は短時間の雨量よりも連続雨量が問題になる。特に出口が排水機場の場合、排水機場で排除できない水が流域の中にたん水するので、計画の最大3日連続雨量である336mmを超えるような雨が降り、被害が無い場合に「今後の事後評価は不要」と評価できるのではないか。
- [県] 事業完了後5年間で計画と同等の雨が降ればよいが、今回は3日連続雨量の最大が191.5mmであった。しかしながら、1時間雨量では同等以上の雨量を確認できており、概ね効果が発生しているものとした。
- [委員] 既設の千代田第二排水機場は稼働しており、この雨量は191.5mm と計画に対して336mmで約57%なので、第二排水機場だけでも排水できる程度の雨ではないか。
- [県] 平成26年度の雨は事業計画と比べると少ないため、能力的には千 代田第二排水機場のみで対応できたかもしれない。

計画雨量が降った時に検証するのが一番確実な方法ではあるが、計画雨量が降るのを待ち続けて何年も事後評価を続けることも難しい。

また、何十年も経てば今度は千代田第二排水機場の方が古くなり新たな更新事業計画を立てることとなる。このため、事業完了後5年間を目処に、計画と同等の雨が降らなくても、その間に降った雨量によって排水能力の判断をし、区切りとしたい。

[委員] 事後評価が不足というわけでもないし、大雨が降ることを期待している訳でもない。古くなると排水機場の能力が低下するので、今後も注意してメンテナンスを行ってもらいたい。

[結論] 対応方針(案)を了承する。

以上